

一般社団法人東京電機大学校友会 千葉県支部会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人東京電機大学校友会千葉県支部と称する。

第2条 この会は、事務所を県支部長宅に置く。

(目 的)

第3条 この会は、一般社団法人東京電機大学校友会と緊密な連絡をとり、会員相互の親睦を図り、「母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする」

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を遂行する為に次の事業を行う。

1. 講演会、懇親会、研修会、総会

1. 見学会、旅行

1. その他前条の目的を遂行するに適切な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 この会は千葉県内在住者及び在勤者で学校法人東京電機大学の設置する各校(前身の諸学校を含む)の卒業者及び特別に入会を希望し、役員会で承認された者で構成する。

第3章 機 関

(機関)

第6条 この会に次の機関を置く。

1. 総会

2. 役員会

(総会の性格)

第7条 総会は、この会の最高議決機関とする。

(定時総会の招集・審議)

第8条 支部長は毎年1回定時総会を招集し、会務報告、役員の選任その他必要事項を審議する。

第1節 総 会

(臨時総会の招集)

第9条 支部長は次の場合、臨時総会を召集することが出来る。

1. 役員会において必要と認めたとき

1. 役員の総数の3分の1以上の要求があるとき。

(総会成立の条件)

第10条 総会は出席人員をもって成立する。

(総会の議長)

第 11 条 総会の議長は支部長とする。

(総会の決議方法)

第 12 条 総会の議事は出席会員の過半数の同意により決し可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし次の事項は出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ決議できない。

1. 会則の変更

1. 会の解散

第 2 節 役 員 会

(役員会の構成並びに性格)

第 13 条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、会則と総会並びに役員会の決議に従って責任をもって業務を執行する。

(役員会の招集)

第 14 条 支部長は次の場合、役員会を召集し、会務を処理する。支部長が不在の時は、支部長代行がその職を担う。

1. 支部長が必要と認めたとき。

2. 役員総数の 3 分の 1 以上の要求があるとき。

(役員会の成立要件)

第 15 条 役員会は出席人員をもって成立する。ただし、複数名の参加が無いときは流会とする。

(役員会の議長)

第 16 条 役員会の議長は支部長とする。

(役員会の決議方法)

第 17 条 役員会の議事は出席役員の過半数の同意により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 18 条 この会に次の役員を置く。

1. 支部長 1 名

1. 副支部長（支部長補佐含む）若干名

1. 常任幹事 若干名

1. 幹事 若干名

1. 会計担当幹事 2 名以内

1. 会計監査 2 名

1. 相談役及び顧問 若干名

(役員の任命)

第 19 条 役員は総会において会員の中から選出し、支部長・副支部長・常任幹事・幹

事・会計担当幹事・会計監査及び相談役・顧問は、役員の中から互選する。

(支部長の任務)

第 20 条 支部長はこの会を代表し、会務を総括する。

支部長に事故あるときは支部長代行がその職務を代行する。

(役員の任期)

第 21 条 役員の任期は、2 ヶ年とする。ただし再任を妨げない。また、本人申出や役員会での採決等により、その任を解くことが出来る。

(役員の補充)

第 22 条 役員に欠員を生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問の設置)

第 23 条 役員の推薦により、必要に応じ、この会に顧問をおくことができる。

第 5 章 会 計

(会費及び会計)

第 24 条 本支部の経費は校友会本部よりの援助金及び会員より必要な都度徴収する会費及び寄付金をもって充当する。

第 25 条 会計監査は本支部の会計を監査する。

(会計年度)

第 26 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付則

1. この会則の施行に必要な事項は別に定める。
2. この会則は平成 8 年 7 月 31 日より実施する。
3. この改正は平成 14 年 6 月 15 日から施行する。
4. この改正は平成 28 年 6 月 11 日より実施する。